

恵那市移住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住に係る初期費用の負担軽減を行うことで県外から本市への移住を促進し、人口減少の抑制及び地域の活性化を図るため、移住準備活動を行う者に対して、予算の範囲内において、恵那市移住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 県外から本市に住所を異動し、本市に生活の拠点を置くことをいう。

(2) 移住準備活動 移住に向けて行われる活動のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が主催、共催又は後援する移住イベント（農作業、文化体験、地域住民との交流その他本市での実際の生活を体験できる機会を提供する行事をいう。以下同じ。）への参加

イ 恵那市地域自治区条例（平成30年恵那市条例第42号）第3条に規定する地域自治区が主催又は共催する移住イベントへの参加

ウ 恵那市空き家バンク設置要綱（平成22年恵那市告示第100号の3）第2条に規定する空き家バンクを活用して行う移住に向けた居住候補地の視察

エ 市の職員又は市から依頼を受けた者が同行する生活環境、子育て環境等を確認する活動

オ その他市長が適当と認める活動

(3) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業の用に供する施設を除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれも満たす者とする。

- (1) 県外に住所を有する者であって、移住を希望するもの
 - (2) 本市に所在する宿泊施設での1泊以上の宿泊を伴い、移住準備活動を行う者
- (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が移住準備活動を行う期間に本市に所在する宿泊施設での宿泊に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 宿泊費支援 補助対象経費の2分の1に相当する額とし、宿泊人数に4,000円を乗じて得た額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とする。
- (2) 交通費支援 別表左欄に掲げる交付対象者の住所に応じ、同表右欄に定める額

2 補助金の交付は、同一世帯に対して2回までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住準備活動を実施した日の翌日から起算して3月を経過する日までに恵那市移住促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額等が分かる書類の写し
- (2) 申請者の住所が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは恵那市移住促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を決定することが適当でないとき又は恵那市移住促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に関し、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等

(2) 前号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者
(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、恵那市移住促進補助金交付請求書（様式第4号）を交付決定日から30日以内に市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、交付決定者へ補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第7条第1項の交付決定通知書に記載された交付条件に従わなかったとき。

(3) 第7条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(恵那市補助金等交付規則の適用除外)

第10条 この補助金については、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）の規定は、適用しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施された移住準備活動から適用する。

別表（第5条関係）

住所地	金額
長野県、愛知県	1,000 円
静岡県、三重県	3,000 円
新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県	5,000 円
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	8,000 円
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、沖縄県	10,000 円

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 郵便番号 -
住 所
氏 名
電話番号

恵那市移住促進補助金交付申請書

次のとおり恵那市移住促進補助金の交付を受けたいので、恵那市移住促進補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請金額 円

(1) 宿泊費支援

①算出額	宿泊に要した費用： 円 ÷ 2 = 円
②上限額	宿泊人数： 人 × 4,000 円 = 円
③申請額	①と②のいずれか低い金額： 円（1,000 円未満切捨て）

(2) 交通費支援 円

2. 補助事業の内容 別紙のとおり

3. 添付書類

- (1) 宿泊に要した費用等が分かる書類の写し
- (2) 申請者の居住地が分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

1. 移住準備活動の内容等

申請者の住所	<input type="checkbox"/> 申請住所と同じ
移住準備活動の内容	
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで

※「申請者の住所」には、移住準備活動を行った日における申請者の住所地を記入すること。

2. 宿泊施設の名称等

宿泊施設の名称		
宿泊施設の所在地		
宿泊人数	人	
宿泊者氏名 (続柄)	① (申請者)	② ()
	③ ()	④ ()
	⑤ ()	⑥ ()

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市移住促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市移住促進補助金については、次のとおり奨励金の額を決定したので、恵那市移住促進補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 交付決定額

円

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還が必要となります。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- （3） その他市長が不相当と認めたとき。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市移住促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市移住促進補助金については、
下記の理由により交付しないことに決定したので、恵那市移住促進補助金交付要
綱第7条第1項の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 郵便番号 -
住 所
氏 名

恵那市移住促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
た恵那市移住促進補助金について、恵那市移住促進補助金交付要綱第8条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求金額 円

2. 振込先

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ （ ）支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	